

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	平野地区 (印路集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、印路地区では、主食用水稻(コシヒカリ・きぬむすめ・ヒノヒカリ)や軟弱野菜(ほうれん草、小松菜、水菜)を中心に、さつまいも、玉ねぎ、キャベツ、ピーマン、茄子、サニーレタス、白菜などの野菜類に加え、ワイン用ぶどうやメロン等の果物を生産している。

・農業全般の収益性に課題を感じており、将来の営農継続への不安が生じている。

・草刈りは労力と対価が見合わないうえ、農業機械(維持費も含め)や資材が高価なため、営農への負担を感じる者も多い。

・パイプライン整備から30年以上経過し、毎年2.3ヶ所は破損し、修繕費の負担が増大している。

・ため池の堤体や水路の老朽化も目立ってきている。

・イノシシ、アライグマの被害が増えている。電柵での対策をしているが、慣れてしまい侵入する個体もいる。

・ジャンボタニシによる、稲の被害が増大している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・貸し農園による収益化や新たな販路開拓など、高収益化も検討する。

・農地の適正管理や集落ルール共有のため、入作の耕作者に対する情報共有の機会を設ける。

・法面に対応した自動運転草刈り機などスマート農業の導入や企業の実証実験を受け入れる。

・ため池や水路、パイプラインの老朽箇所の点検・整備をおこなう。

・将来的な担い手の確保について、集落内での確保が難しい場合は、外部の比較的若手の農業者や農業法人を受け入れていく。

・有害鳥獣対策に加えて、ジャンボタニシ対策も図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	95.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	95.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・なるべく隣接した農地を効率的に耕作できるよう団地面積の拡大を図る。そのための農地交換や貸し借りが円滑に進められるよう、行政やJA、中間管理機構などと情報共有できる体制をとっておく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地交換や貸し借りが円滑に進められるよう、農地バンクなども活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・水利インフラの耐用年数も踏まえた再整備などについて、必要性も含め地域で検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・必要に応じて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。